

後期高齢者医療制度の

「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、医療機関での窓口負担も一定額までとなり、入院時の食事代や居住費も減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制

度の保険証をご持参のうえ、手続きを行ってください。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。

申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

- 申請場所 市民課保険年金係、各総合支所総合窓口課、各出張所
- 必要なもの
- ①後期高齢者医療制度の保険証
 - ②現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、25年度の認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

◆現在お持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成26年7月31日困までとなっています。

これまで、減額認定証をお持ちで新年度の認定区分が「区分Ⅱ」（※2）に該当する人は更新時に申請の手続きが必要でしたが、平成26年度から不要となります。

現在、減額認定証をお持ちで平成26年8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）または「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、平成26年7月31日困までに新しい減額認定証を郵送します。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日迄以降使えませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

（※1）**区分Ⅰ** 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算します）または老齢福祉年金受給者

（※2）**区分Ⅱ** 世帯全員が住民税非課税（区分Ⅰ以外の人）

問合せ先 市民課【☎0837(52)5231】 山口県後期高齢者医療広域連合【☎083(921)7111】

「お母さん学級（妊婦・両親学級）」開催のお知らせ

これから赤ちゃんを迎えられる準備のための学級を開催しています。同じ時期に出産を迎えられる人と知り合うことができる場になります。お気軽にご参加ください。

日時	内容	持参するもの
1回目(妊婦学級) 7月4日 13時30分～16時	講話 ・妊娠中の体と心の変化 ・妊婦さんと赤ちゃんのお口のケア	母子健康手帳 筆記用具
2回目(両親学級) 7月12日 9時30分～12時	講話、体験 ・お産の準備と赤ちゃんの生活 ・妊婦疑似体験、沐浴体験	母子健康手帳 筆記用具
3回目(両親学級) 8月1日 10時～13時	講話、調理実習 ・妊娠中の食事と栄養	母子健康手帳 筆記用具 エプロン、お米0.5合 材料費1人200円

対象：平成26年9月～12月頃に出産を迎える妊婦と夫(家族)
会場：美祢市保健センター

1回のみでも受講可能。
開始10分前より受付開始します。

申込・問合せ先
美祢市保健センター
【☎0837(53)0304】

市職員募集

このまちを愛し、その全てを大切にすることを私たちは待っています。

「安全・安心の確保」「観光交流の促進」「産業の振興」「ひとの育成」「行財政運営の強化」これら5つの基本目標に取り組むためには、市民の目線に立って、行政ニーズに的確に対応できる能力の形成や災害時などには迅速に対応できる体制を整えることが必要と考え、【職員の内市居住】を基本としています。このまちを愛し、市内に居住できる人の応募を待っています。

○試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種		採用予定人員	受験資格
中級職	保育	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を取得している人、又は平成27年3月31日までに取得見込みの人
初級職	行政B (一般)	2人程度	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの人(「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。)
	行政C (身体に障害のある人)	若干名	自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、次のすべての要件を満たす人 ①昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③活字印刷文による出題及び口頭による試験に対応できる人
	消防	2人程度	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの人で、採用後、美祢市内に居住できる人

- 提出するもの：受験申込書（受験票含む）、82円分の切手
- 申込期間：7月1日(日)～8月25日(日)（※郵送は当日消印有効）
- 一次試験日：9月21日(日)
- 受験申込書の請求先：総務課、各総合支所総合窓口課、市ホームページからもダウンロードできます。

申込・問合せ先 総務課 ☎0837(52)1111

美祢市看護師奨学金の貸付制度のお知らせ

市では、平成25年度から、看護大学等看護師養成学校卒業後、市内の医療機関等で看護師として勤務しようとする学生に対して、市条例及び規則に基づき奨学金を貸し付ける制度を始めており、平成27年度も奨学金貸付の申請者を募集します。

1. 資格要件
 - ①保健師助産師看護師法第21条に規定する、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学、若しくは学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所に在学していること。
 - ②成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
 - ③学校等を卒業した後、市内の医療機関等に、看護師として勤務する意志を有していること。
2. 奨学金の額等 月額 5万円 無利子
3. 返還免除 卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数を、市内の医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還は免除とします。
4. 申請期間 平成27年4月1日(日)～平成27年4月21日(日)
5. 貸付決定等 審査委員会で選考の上、貸付決定者へは6月より貸付を行います。
6. 申請書の提出及び問合せ先

※申請書は、平成27年3月から市ホームページに掲載する等行う予定です。
健康増進課 〒759-2212 美祢市大嶺町東分345番地1 美祢市保健センター内
☎0837(53)0304 ☎0837(53)1099 ☒kenkou@city.mine.lg.jp

